

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 8 月 27 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～18 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑱及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

(略)

⑱ 新天町商店街商業協同組合

・天神 15 号線(新天町メルヘン広場：別紙 1)

(11) 名称：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認 関連事業

内容：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

航空法の高さ制限を超える建造物等の設置について、天神明治通り地区地区計画区域(福岡市)のうち、福岡県道後野福岡線(602号)の中心線より西の区域はNTTコム福岡天神ビル避雷針と同等の高さ、同中心線より東の区域は、福岡空港からの距離を勘案し、福岡市役所避雷針と同等～地盤面から約 100メートル(※)を、エリア一体における航行の安全に支障のない高さの目

安とすることで、空港設置者による迅速な承認を可能とする。【直ちに実施】
(※) 個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。(別図2)

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(5) 事項：高度な産業技術の実証実験を促進するための「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」の設置

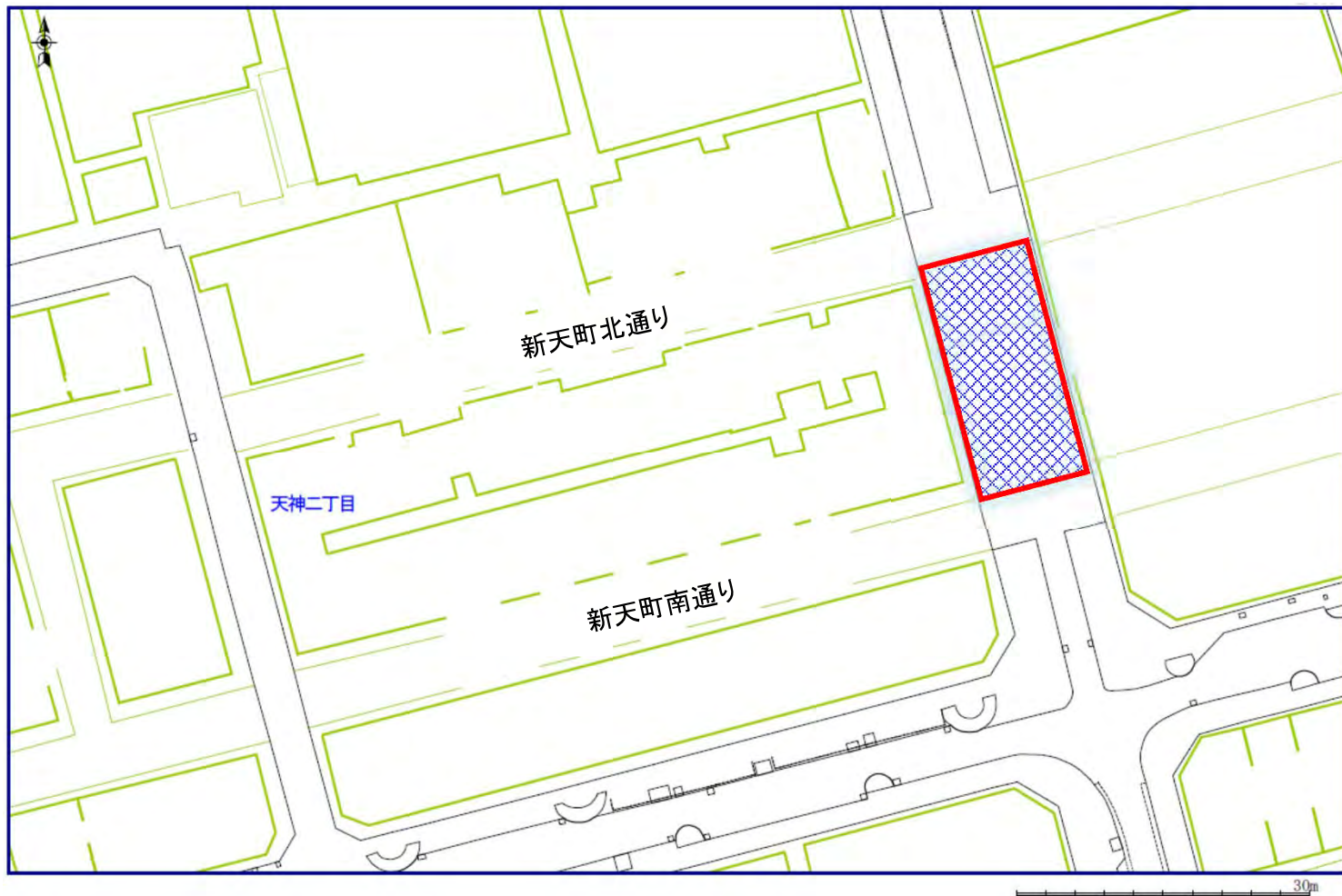
内容：高度な産業技術である自動車の自動運転、小型無人機及び電波利用の実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、自動車の完全自動運転、小型無人機を活用した商用サービス及び電波を利用した技術開発・製品化の早期実現を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「高度産業技術実証ワンストップサポートセンター」（以下「高度産業技術実証センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【平成30年12月中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び北九州市
- ii) 設置場所：北九州市役所（北九州市小倉北区城内1番1号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者、事務副責任者を配置する。
- iv) 事業内容：高度産業技術実証センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する相談対応（関係機関等への確認を含む）
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・自動走行の公道実証の実施に係る警察、道路管理者、九州運輸局への事前連絡（実施主体から提出のあった計画書の写しの提出）
 - ・特定実験試験局制度に係る九州総合通信局との告示案に関する調整
 - ・実証フィールドに関する土地管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・規制のサンドボックス実施計画、改革提案の相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援 等

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神15号線(新天町メルヘン広場)



【事業の実施時期】

イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業



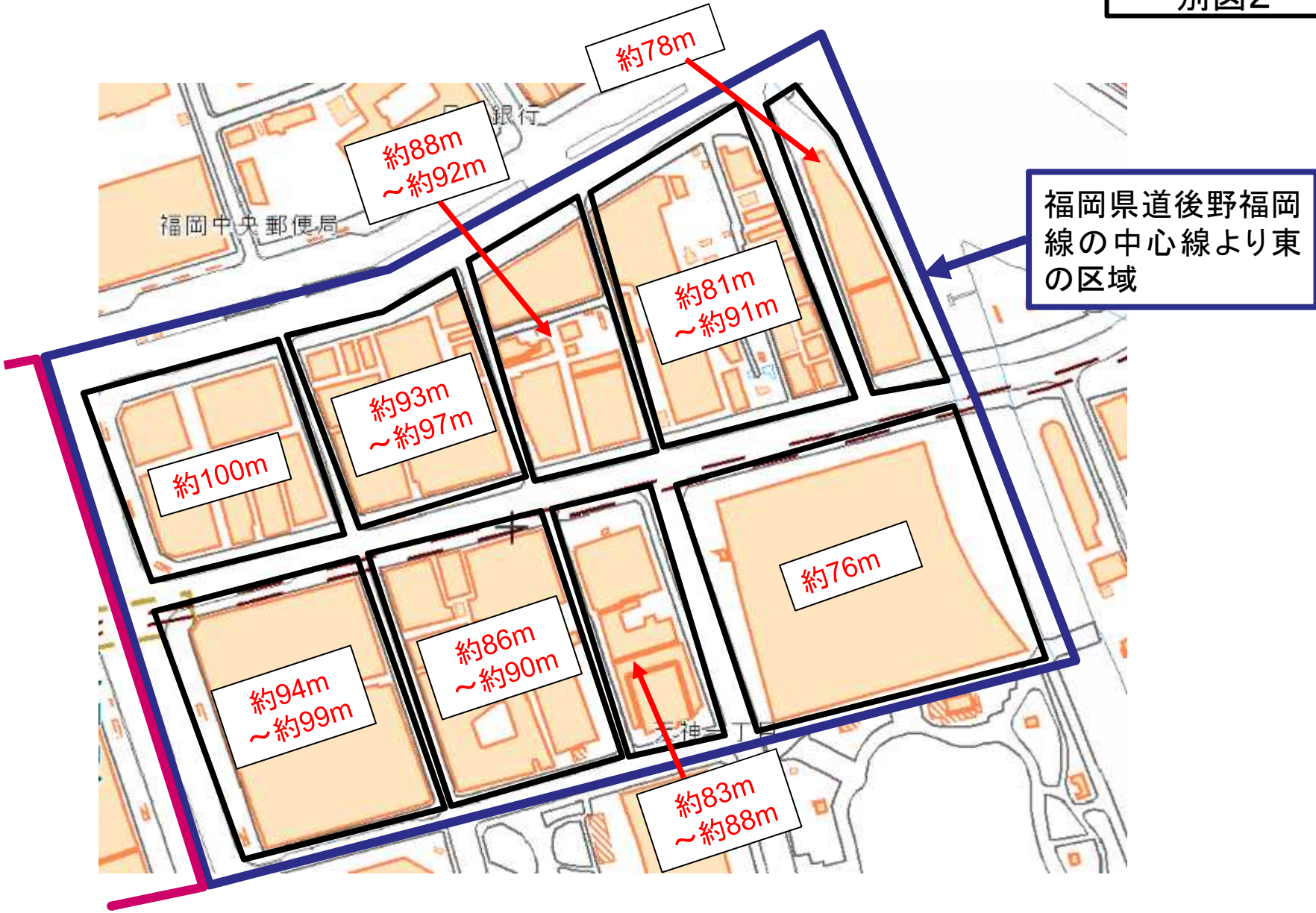
道路部分



位置図



別図2



※図に示した数値は街区ごとに示したおおよその目安であり、個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。(数値は地盤面 (GL) からの高さ)